

# 「生涯健康県おおいた21推進協力事業所（店）」普及推進事業実施要領 （食の環境整備部門）

## 1. 目的

県民健康づくり計画である「第二次生涯健康県おおいた21」を実現するためには、多くの県民が健康づくりの必要性を自覚するとともに、県民の健康づくりを支援する環境の整備を図ることが重要である。

このため、県民の生活に関連の深い店舗や事業所等の各種関係団体等と計画の趣旨を共有し、賛同して健康づくりに取り組む団体等を「生涯健康県おおいた21推進協力事業所（店）」（以下、「健康応援団」とする。）として認定する。

そこで、栄養成分表示や減塩の取り組み、適切な健康情報を提供している飲食店等の認定に取り組むことにより、食の環境整備を促進する。

## 2. 実施主体

大分県・生涯健康県おおいた21推進協議会

## 3. 対象

- (1) 一般飲食店
- (2) 弁当・総菜店
- (3) 百貨店・スーパーマーケット
- (4) コンビニエンスストア
- (5) ホテル・旅館・仕出し店等

## 4. 事業内容

### (1) 「健康応援団」（食の環境部門）の推進

県民の食に関する健康づくりを支援するために、計画の趣旨に賛同し、次の取り組みを推進する飲食店等に対し、「健康応援団」のステッカー等を配布するとともに認定された店舗等について大分県のホームページに掲載する。

登録には、アの①～③のうち、いずれかの取り組みを行うことを必須とし、それに加えてイ～オのいずれかの取り組みを行っていることを必要とする。

#### ア 健康づくり情報発信等の取り組み

- ①店内で正しい健康情報を発信している。
- ②店内に「第二次生涯健康県おおいた21」の指標等を記載している。
- ③高齢者のための食べやすい工夫が出来る。

#### イ 栄養成分表示の取り組み

- ・1店舗、3メニュー以上は選定する。
- ・表示項目は必ず熱量の表示は行うこととし、たんぱく質、脂質、炭水化物、塩分等の栄養成分表示も行うことが望ましい。
- ・表示の形式は任意のものとするが、必ず含有量と単位は表示する。
- ・利用者が見やすい場所に常時表示する。

#### ウ エネルギーひかえめの取り組み

- ① エネルギーひかえめメニューがある。
  - ・定食等で、1食700kcal以下のもの
- ② ご飯の量を調節できる。
- ③ 半量メニューがある。

#### エ 野菜たっぷりの取り組み

- ① 野菜たっぷりメニューがある。
  - ・単品料理で、1食当たりの野菜の使用量が80g以上のもの
  - ・定食等で、1食当たりの野菜の使用量が150g以上のもの
- ② 付け合わせの野菜を大盛りに出来る。

#### オ 塩分ひかえめの取り組み

- ① 塩分ひかえめメニューがある。
  - ・定食、単品にかかわらず、1食当たりの塩分含有量が3g以内のもの
- ② 減塩醤油や減塩味噌を使用している。

(2) 県民等に対する普及啓発

(3) 事業の継続支援・評価

県・協議会は「健康応援団」に対し定期的に最新の情報を提供するほか、適宜事業評価を行う。

### 5. 実施手順

(1) 募集

県・協議会及び保健所は、関係団体への働きかけや各種講習会等を通じて「健康応援団」を広く募集する。

(2) 申請

本事業に賛同した店舗等は、申込書を管轄保健所に提出する。

(3) 相談・調整

申し込みのあった店舗等の相談・調整は保健所において行う。

(4) チェック・進達

保健所は申請内容が適切に実施されているかを確認し、県・協議会へ進達する。

(5) 登録・交付

県・協議会は、登録証及びステッカーを管轄保健所を経由して店舗等へ交付する。

(6) 登録後の支援

県・協議会は「健康応援団」の事業内容確認や支援を定期的に行う。

### 6. その他

(1) 登録の有効期間は、初回は登録年度を含めて4年度間とし、更新を妨げない。登録を更新した場合の有効期間は3年度間とする。

(2) この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。